

2018 11/22

相続の いるは

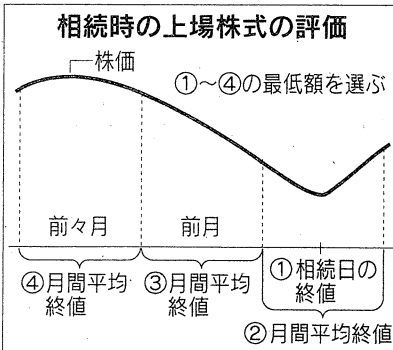
ミニ知識 ③

家族が亡くなった際、
上場株式や投資信託など
金融商品が遺産として残
ることもあるだろう。遺
言書がない状況で相続す
るには、遺族間で分割方
法を話し合い、誰がどの
銘柄をどれだけ受け取る
かについて合意する必要
がある。

株式や投信の遺産相続

合意後は遺産分割協議書にまとめ、口座を管理していた証券会社に提出する。証券会社側は書類の内容に従って、各相続人の口座に株式や投信を移す。故人と同じ証券会社に相続人が口座を持っていない場合は、新規に開かなければならない。相続税を支払うには価値を評価することになるが、短期間で株価が急伸した場合などには不公平が生じかねない。このため、幅を持たせた評価方法が採用されている。

分割合意後に口座移管



上場株式の場合、相続日の終値、もしくは相続の当月、前月、前々月の月間平均終値の4つの中から、最も安い価格を選ぶ。たとえば11月1日に

株式を相続し、この日の終値が9、10、11月の月間平均終値のいずれよりも安ければ、1日の終値で評価することになる。
非上場株式は、相続人の立場などによって方法が分かれる。相続の結果、支配株主以外の少数株主となる場合は、配当実績などを元に計算する。(随時掲載)